UAゼンセン・製造産業部門
安全衛生通信
No.126
発行日：2026 年 3 月 19 日
発行責任者：藤岡　良太
作成：ニチアス労働組合
芳野　公大
編集：労働安全衛生対策委員会

安全衛生教育促進運動

実施期間：2026 年 2 月 1 日～2026 年 4 月 30 日

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育。特に年度初めは、新入社員、作業内容が変更となる者、新たに危険有害業務に従事する者など、教育・研修の対象者が増えます。

事業場に必要な教育・研修を確認し、早い時期から計画的に準備を進め、「雇入れ時教育」「職長等教育」「作業内容変更時教育」「技能講習」「特別教育」等を着実に実施しましょう。

労働安全衛生法に基づく労働安全衛生教育（義務）

- 雇入れ時教育
- 作業内容変更時教育
- 職長教育

技能講習
免許・技能講習等が必要な業務
- クレーン等の運転
- 玉掛けの業務
- ボイラーの取扱い　など

特別教育
特別教育を必要とする危険有害業務
- アーク溶接
- テールゲートリフター操作
- 電気自動車等の整備　など

安全衛生水準向上のための教育
対象
安全管理者、衛生管理者、
安全衛生推進者、衛生推進者　など

注意！　2024年から、危険性・有害性のある化学物質を製造または取り扱う全ての事業場で、化学物質に関する雇入れ時教育が義務化されました。

2026年4月1日　改正労働安全衛生法施行
高年齢労働者（60歳以上）に対する労災防止措置が努力義務化

高年齢労働者の労災死傷者は約3割を占め、重症化・長期休業の傾向も明らかです。法改正により、高年齢者の特性を配慮した作業環境の改善や、作業管理など必要な措置を講ずることが企業に努力義務化されます。

事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等
2. 職場環境の改善
3. 高年齢者の健康や体力の状況の把握
4. 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応
5. 安全衛生教育

ポイント！

・十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施

・再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練

重大労働災害が発生した際は「重大災害発生報告書」をご提出ください。類似災害防止策の検証に役立てます。
詳しくは製造産業部門まで